

第10章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

本事業に係る環境影響評価結果の概要は、表 10-1 に示すとおりである。

環境影響評価の結果、全ての環境影響評価項目について、本事業による工事中及び供用時における周辺環境への影響は、環境の保全のための措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減、又は代償が図られており、整合を図るべき基準等との整合もおおむね図られるものと評価する。

表 10-1(1) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目		予測結果・評価の概要		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素 大気環境 大気質		【建設機械の稼働に伴う大気質への影響】 (1) 影響の回避・低減の観点 工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、周辺の大気質への影響の低減に努める。 <ul style="list-style-type: none"> 建設機械については、排出ガス対策型の機種の使用に努める。 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 建設機械の整備、点検を徹底する。 したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。 (2) 基準、目標等との整合の観点 建設機械からの最大付加濃度出現地点における将来予測濃度(日平均値)は、二酸化窒素が 0.016ppm(日平均値の年間 98%値)、浮遊粒子状物質が 0.033mg/m ³ (日平均値の年間 2%除外値)であり、いずれの項目も整合を図るべき基準等を下回っている。 したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。		

建設機械の稼働に伴う大気質の評価

項目	将来予測濃度		整合を図るべき基準等
	年平均値	日平均値	
二酸化窒素 (ppm)	0.009 (寄与率 66.7%)	0.016	0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内 又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.015 (寄与率 6.7%)	0.033	0.10mg/m ³ 以下

注 1：将来予測濃度は、建設機械からの最大付加濃度出現地点における予測結果を示す。

注 2：日平均値は、二酸化窒素は年間 98%値、浮遊粒子状物質は年間 2%除外値を示す。

表 10-1(2) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目		予測結果・評価の概要																																									
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素	大気環境 大気質	<p>【建設機械の稼働・造成等の工事に伴う大気質(粉じん)への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、周辺の大気質への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造成箇所には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。 ・工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、工事用車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。 <p>したがって、建設機械の稼働・造成等の工事に伴う大気質(粉じん)への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>予測地点における降下ばいじん量は、0.7～5.6 t/km²/月であり、各季、各地点で整合を図るべき基準等を下回っている。したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p> <p>建設機械の稼働・造成等の工事に伴う大気質(粉じん)の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="4">降下ばいじん量 (t/km²/月)</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北側敷地境界</td> <td>1.1</td> <td>0.7</td> <td>2.1</td> <td>1.4</td> <td rowspan="5">10t/km²/月以下</td> </tr> <tr> <td>東側敷地境界</td> <td>3.1</td> <td>2.2</td> <td>5.3</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>南側敷地境界</td> <td>2.7</td> <td>1.4</td> <td>4.6</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>西側敷地境界</td> <td>3.1</td> <td>2.0</td> <td>5.4</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>除外地内敷地境界</td> <td>3.2</td> <td>1.9</td> <td>5.6</td> <td>5.0</td> </tr> </tbody> </table>						予測地点	降下ばいじん量 (t/km ² /月)				整合を図るべき基準等	春季	夏季	秋季	冬季	北側敷地境界	1.1	0.7	2.1	1.4	10t/km ² /月以下	東側敷地境界	3.1	2.2	5.3	4.9	南側敷地境界	2.7	1.4	4.6	4.5	西側敷地境界	3.1	2.0	5.4	4.2	除外地内敷地境界	3.2	1.9	5.6	5.0
予測地点	降下ばいじん量 (t/km ² /月)				整合を図るべき基準等																																						
	春季	夏季	秋季	冬季																																							
北側敷地境界	1.1	0.7	2.1	1.4	10t/km ² /月以下																																						
東側敷地境界	3.1	2.2	5.3	4.9																																							
南側敷地境界	2.7	1.4	4.6	4.5																																							
西側敷地境界	3.1	2.0	5.4	4.2																																							
除外地内敷地境界	3.2	1.9	5.6	5.0																																							

出典：「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」
 （平成25年3月、国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人
 土木研究所）

表 10-1(3) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目		予測結果・評価の概要																															
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素	大気環境	<p>【工事用車両の走行に伴う大気質への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、周辺の大気質への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両は、最新の排出ガス規制適合車の使用に努める。 ・工事用車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・工事用車両の整備、点検を徹底する。 ・工事用車両のアイドリングストップを徹底する。 <p>したがって、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>道路端における将来予測濃度(日平均値)は、二酸化窒素が 0.013ppm(日平均値の年間 98%値)、浮遊粒子状物質が 0.037mg/m³(日平均値の年間 2%除外値)であり、すべての項目で整合を図るべき基準等を満足している。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p> <p>工事用車両の走行に伴う大気質の評価 (二酸化窒素) 単位 : ppm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値 (年間 98%値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入方向</td> <td>0.00333</td> <td>0.013</td> <td>0.04~0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>出方向</td> <td>0.00329</td> <td>0.013</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注: 日平均値は、二酸化窒素は年間値 98%値を示す。</p> <p>工事用車両の走行に伴う大気質の予測結果 (浮遊粒子状物質) 単位 : mg/m³</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値 (年間 2%除外値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入方向</td> <td>0.01401</td> <td>0.037</td> <td>1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下</td> </tr> <tr> <td>出方向</td> <td>0.01401</td> <td>0.037</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注: 日平均値は、浮遊粒子状物質は年間 2%除外値を示す。</p>				予測地点	将来予測濃度		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値 (年間 98%値)	入方向	0.00333	0.013	0.04~0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	出方向	0.00329	0.013		予測地点	将来予測濃度		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値 (年間 2%除外値)	入方向	0.01401	0.037	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下	出方向	0.01401	0.037	
予測地点	将来予測濃度		整合を図るべき基準等																														
	年平均値	日平均値 (年間 98%値)																															
入方向	0.00333	0.013	0.04~0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下																														
出方向	0.00329	0.013																															
予測地点	将来予測濃度		整合を図るべき基準等																														
	年平均値	日平均値 (年間 2%除外値)																															
入方向	0.01401	0.037	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下																														
出方向	0.01401	0.037																															

表 10-1(4) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目		予測結果・評価の概要																	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素	大気環境	<p>【工事用車両の走行に伴う大気質(粉じん)への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、周辺の大気質への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、工事用車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。 <p>したがって、工事用車両の走行に伴う大気質(粉じん)への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>予測地点における降下ばいじん量は、1.9~5.1 t /km²/月であり、各季、各地点で整合を図るべき基準等を下回っている。したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">工事用車両の走行に伴う大気質(粉じん)の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">降下ばいじん量 (t/km²/月)</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.0</td> <td>1.9</td> <td>5.1</td> <td>4.9</td> <td>10t/km²/月以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」 （平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所）</p>				降下ばいじん量 (t/km ² /月)				整合を図るべき基準等	春季	夏季	秋季	冬季	3.0	1.9	5.1	4.9	10t/km ² /月以下
降下ばいじん量 (t/km ² /月)				整合を図るべき基準等															
春季	夏季	秋季	冬季																
3.0	1.9	5.1	4.9	10t/km ² /月以下															

表 10-1(5) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目		予測結果・評価の概要																					
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素	大気環境 大気質	<p>【施設の稼働に伴う大気質への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、周辺の大気質への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、大気汚染防止法に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて排ガス処理施設の設置等による公害の未然防止に努めるよう要請する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>施設からの最大付加濃度出現地点における将来予測濃度(日平均値)は、二酸化窒素が 0.016ppm(日平均値の年間 98%値)、二酸化硫黄が 0.010ppm(日平均値の年間 2%除外値)、浮遊粒子状物質が 0.033mg/m³(日平均値の年間 2%除外値)であり、すべての項目で整合を図るべき基準等を満足している。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p> <p>施設の稼働に伴う大気質の評価（長期平均濃度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.005</td> <td>0.016</td> <td>0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.007</td> <td>0.010</td> <td>0.04ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.014</td> <td>0.033</td> <td>0.10mg/m³ 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：日平均値は、二酸化窒素は年間 98%値、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は年間 2%除外値を示す。</p>				項目	将来予測濃度		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値等	二酸化窒素 (ppm)	0.005	0.016	0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	二酸化硫黄 (ppm)	0.007	0.010	0.04ppm 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.014	0.033	0.10mg/m ³ 以下
項目	将来予測濃度		整合を図るべき基準等																				
	年平均値	日平均値等																					
二酸化窒素 (ppm)	0.005	0.016	0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下																				
二酸化硫黄 (ppm)	0.007	0.010	0.04ppm 以下																				
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.014	0.033	0.10mg/m ³ 以下																				

表 10-1(6) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目		予測結果・評価の概要																																															
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素	大気環境 大気質	<p>【関連車両の走行に伴う大気質への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、周辺の大気質への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、最新排出ガス規制適合車の使用に努めるよう要請する。 ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう要請する。 ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検を徹底するよう要請する。 ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両のアイドリングストップを徹底するよう要請する。 ・進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。 <p>したがって、関連車両の走行に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>路端における将来予測濃度(日平均値)は、二酸化窒素が 0.013ppm(日平均値の年間 98%値)、浮遊粒子状物質が 0.037mg/m³(日平均値の年間 2%除外値)であり、すべての項目で整合を図るべき基準等を満足している。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p>																																															
		<p>関連車両の走行に伴う大気質の評価 (二酸化窒素) 単位 : ppm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値 (年間 98%値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">No. 1</td> <td>入方向</td> <td>0.00384</td> <td>0.013</td> <td rowspan="4">0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>出方向</td> <td>0.00376</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 2</td> <td>入方向</td> <td>0.00333</td> <td>0.013</td> <td rowspan="4">0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>出方向</td> <td>0.00330</td> <td>0.013</td> </tr> </tbody> </table> <p>関連車両の走行に伴う大気質の予測結果 (浮遊粒子状物質) 単位 : mg/m³</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値 (年間 98%値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">No. 1</td> <td>入方向</td> <td>0.014032</td> <td>0.037</td> <td rowspan="4">0.10mg/m³以下</td> </tr> <tr> <td>出方向</td> <td>0.014029</td> <td>0.037</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 2</td> <td>入方向</td> <td>0.014013</td> <td>0.037</td> <td rowspan="4">0.10mg/m³以下</td> </tr> <tr> <td>出方向</td> <td>0.014011</td> <td>0.037</td> </tr> </tbody> </table>				予測地点		将来予測濃度		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値 (年間 98%値)	No. 1	入方向	0.00384	0.013	0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	出方向	0.00376	0.013	No. 2	入方向	0.00333	0.013	0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	出方向	0.00330	0.013	予測地点		将来予測濃度		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値 (年間 98%値)	No. 1	入方向	0.014032	0.037	0.10mg/m ³ 以下	出方向	0.014029	0.037	No. 2	入方向	0.014013	0.037	0.10mg/m ³ 以下	出方向
予測地点		将来予測濃度		整合を図るべき基準等																																													
		年平均値	日平均値 (年間 98%値)																																														
No. 1	入方向	0.00384	0.013	0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下																																													
	出方向	0.00376	0.013																																														
No. 2	入方向	0.00333	0.013		0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下																																												
	出方向	0.00330	0.013																																														
予測地点		将来予測濃度		整合を図るべき基準等																																													
		年平均値	日平均値 (年間 98%値)																																														
No. 1	入方向	0.014032	0.037	0.10mg/m ³ 以下																																													
	出方向	0.014029	0.037																																														
No. 2	入方向	0.014013	0.037		0.10mg/m ³ 以下																																												
	出方向	0.014011	0.037																																														

表 10-1(7) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目		予測結果・評価の概要								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素	大気環境 悪臭	<p>【施設の稼働に伴う悪臭】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、悪臭の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対しては、悪臭防止法に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて脱臭設備を設置するなどの公害の未然防止に努めるよう要請する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う悪臭は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>施設臭気指数の最大値は、大気安定度不安定時で 10 未満、逆転層出現時で 12 であり、整合を図るべき基準等を満足している。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う悪臭の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>将来予測結果</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気安定度不安定時</td> <td>臭気指数 10 未満</td> <td rowspan="2">臭気指数 14 以下</td> </tr> <tr> <td>逆転層出現時 (リッド時)</td> <td>臭気指数 12</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	将来予測結果	整合を図るべき基準等	大気安定度不安定時	臭気指数 10 未満	臭気指数 14 以下	逆転層出現時 (リッド時)	臭気指数 12
予測項目	将来予測結果	整合を図るべき基準等								
大気安定度不安定時	臭気指数 10 未満	臭気指数 14 以下								
逆転層出現時 (リッド時)	臭気指数 12									

表 10-1(8) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目	予測結果・評価の概要							
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素 大気環境	<p>【建設機械の稼働に伴う騒音】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、騒音の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械については、低騒音型の建設機械の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・住居等に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲いの設置等を検討する。 ・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び環境基準に加え騒音規制法の規制基準を遵守する。 <p>したがって、建設機械の稼働に伴う騒音は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>敷地境界上最大値出現地点における建設作業騒音レベル (L_{A5}) は、77 デシベルであり、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">建設機械の稼働に伴う騒音の評価 (L_{A5}、敷地境界)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測結果 (デシベル)</th> <th>整合を図るべき基準等 (デシベル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界上 最大値出現地点</td> <td>77</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table>		予測地点	予測結果 (デシベル)	整合を図るべき基準等 (デシベル)	敷地境界上 最大値出現地点	77	85
予測地点	予測結果 (デシベル)	整合を図るべき基準等 (デシベル)						
敷地境界上 最大値出現地点	77	85						

表 10-1(9) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目		予測結果・評価の概要																							
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素		<p>【工事用車両の走行に伴う騒音】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、騒音の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・工事用車両の整備、点検を徹底する。 ・工事用車両のアイドリングストップを徹底する。 <p>したがって、工事用車両の走行に伴う騒音は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>工事用車両の走行が走行する工事中交通量による騒音レベルは、67 デシベルであり、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p>																							
大気環境 騒音		<p>工事用車両の走行に伴う騒音の評価 (L_{Aeq})</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間区分</th> <th colspan="3">予測結果 (L_{Aeq}) (デシベル)</th> <th colspan="2" rowspan="2">整合を図るべき基準等 (デシベル)</th> </tr> <tr> <th>現況交通量による等価騒音レベル</th> <th>工事中交通量による等価騒音レベル</th> <th>工事用車両の走行に伴う増加等価騒音レベル</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>B - A</th> <th>環境基準</th> <th>要請限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間</td> <td>66 (66.4)</td> <td>67 (67.2)</td> <td>(0.8)</td> <td>70</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：現況交通量による等価騒音レベルは、現地調査地点⑥における平日の現地調査結果とした。</p> <p>注2：等価騒音レベルは、昼間（6～22時）の等価騒音レベルである。</p>				時間区分	予測結果 (L_{Aeq}) (デシベル)			整合を図るべき基準等 (デシベル)		現況交通量による等価騒音レベル	工事中交通量による等価騒音レベル	工事用車両の走行に伴う増加等価騒音レベル	A	B	B - A	環境基準	要請限度	昼間	66 (66.4)	67 (67.2)	(0.8)	70	75
時間区分	予測結果 (L_{Aeq}) (デシベル)			整合を図るべき基準等 (デシベル)																					
	現況交通量による等価騒音レベル	工事中交通量による等価騒音レベル	工事用車両の走行に伴う増加等価騒音レベル																						
A	B	B - A	環境基準	要請限度																					
昼間	66 (66.4)	67 (67.2)	(0.8)	70	75																				

表 10-1(10) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目		予測結果・評価の概要												
<p>環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素</p> <p>大気環境</p> <p>騒音</p>		<p>【施設の稼働に伴う騒音】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、騒音の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、騒音規制法及び千葉市環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう要請する。 ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を要請する。 ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検の徹底を要請する。 ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両のアイドリングストップの徹底を要請する。 ・進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う騒音は、実行可能な範囲内ができる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>敷地境界上最大値出現地点における施設の稼働に伴う騒音レベル (L_{A5}) は、いずれの時間帯も 44 デシベルであり、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> <p>また、住居位置の予測地点における施設の稼働に伴う等価騒音レベル (L_{Aeq}) は、昼間 40 デシベル、夜間 39 デシベルであり、昼間以外は整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> <p>施設の稼働に伴う騒音の評価 (L_{A5})</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測結果 (デシベル)</th> <th>整合を図るべき基準等 (デシベル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界上 最大値出現地点</td> <td>44</td> <td>朝 : 50 昼間 : 55 夕 : 50 夜間 : 45</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設の稼働に伴う騒音の評価 (L_{Aeq})</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測結果 (デシベル)</th> <th>整合を図るべき基準等 (デシベル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住居位置予測地点</td> <td>昼間 : 40 夜間 : 39</td> <td>昼間 : 55 夜間 : 45</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測結果 (デシベル)	整合を図るべき基準等 (デシベル)	敷地境界上 最大値出現地点	44	朝 : 50 昼間 : 55 夕 : 50 夜間 : 45	予測地点	予測結果 (デシベル)	整合を図るべき基準等 (デシベル)	住居位置予測地点	昼間 : 40 夜間 : 39	昼間 : 55 夜間 : 45
予測地点	予測結果 (デシベル)	整合を図るべき基準等 (デシベル)												
敷地境界上 最大値出現地点	44	朝 : 50 昼間 : 55 夕 : 50 夜間 : 45												
予測地点	予測結果 (デシベル)	整合を図るべき基準等 (デシベル)												
住居位置予測地点	昼間 : 40 夜間 : 39	昼間 : 55 夜間 : 45												

表 10-1(11) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目		予測結果・評価の概要																																						
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素		<p>【関連車両の走行に伴う騒音】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、騒音の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を要請する。 ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検の徹底を要請する。 ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両のアイドリングストップの徹底を要請する。 ・進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。 <p>したがって、関連車両の走行に伴う騒音は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>関連車両が走行する将来交通量による騒音レベルは、昼間 67~70 デシベル、夜間 60~65 デシベルであり、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p>																																						
大気環境騒音		<p style="text-align: center;">関連車両の走行に伴う騒音の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">予測地点</th> <th rowspan="3">時間区分</th> <th colspan="3">予測結果 (L_{Aeq}) (デシベル)</th> <th rowspan="3">整合を図るべき基準等 (デシベル)</th> </tr> <tr> <th>現況交通量による等価騒音レベル</th> <th>将来交通量による等価騒音レベル</th> <th>関連車両の走行に伴う増加等価騒音レベル</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>B - A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">No. 1</td> <td>昼間</td> <td>66 (66.4)</td> <td>70 (69.6)</td> <td>(3.2)</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>60 (60.0)</td> <td>65 (65.2)</td> <td>(5.2)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 2</td> <td>昼間</td> <td>66 (66.4)</td> <td>67 (67.4)</td> <td>(1.0)</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>60 (60.0)</td> <td>60 (60.0)</td> <td>(0.0)</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：現況交通量による等価騒音レベルは、現地調査地点⑥における平日の現地調査結果とした。</p> <p>注2：時間区分は昼間：6~22時、夜間：22~6時である。</p>					予測地点	時間区分	予測結果 (L_{Aeq}) (デシベル)			整合を図るべき基準等 (デシベル)	現況交通量による等価騒音レベル	将来交通量による等価騒音レベル	関連車両の走行に伴う増加等価騒音レベル	A	B	B - A	No. 1	昼間	66 (66.4)	70 (69.6)	(3.2)	70	夜間	60 (60.0)	65 (65.2)	(5.2)	65	No. 2	昼間	66 (66.4)	67 (67.4)	(1.0)	70	夜間	60 (60.0)	60 (60.0)	(0.0)	65
予測地点	時間区分	予測結果 (L_{Aeq}) (デシベル)			整合を図るべき基準等 (デシベル)																																			
		現況交通量による等価騒音レベル	将来交通量による等価騒音レベル	関連車両の走行に伴う増加等価騒音レベル																																				
		A	B	B - A																																				
No. 1	昼間	66 (66.4)	70 (69.6)	(3.2)	70																																			
	夜間	60 (60.0)	65 (65.2)	(5.2)	65																																			
No. 2	昼間	66 (66.4)	67 (67.4)	(1.0)	70																																			
	夜間	60 (60.0)	60 (60.0)	(0.0)	65																																			

表 10-1(12) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目		予測結果・評価の概要									
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素	大気環境 振動	<p>【建設機械の稼働に伴う振動】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、振動の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械については、低振動型の建設機械の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 <p>したがって、建設機械の稼働に伴う振動は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>敷地境界最大値出現地点における建設作業振動レベル (L_{10}) は、54 デシベルであり、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">建設機械の稼働に伴う振動の評価（敷地境界）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測項目</th> <th>予測結果 (デシベル)</th> <th>整合を図るべき基準等 (デシベル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界上 最大値出現地点</td> <td>L_{10}</td> <td>54</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table>		予測地点	予測項目	予測結果 (デシベル)	整合を図るべき基準等 (デシベル)	敷地境界上 最大値出現地点	L_{10}	54	75
予測地点	予測項目	予測結果 (デシベル)	整合を図るべき基準等 (デシベル)								
敷地境界上 最大値出現地点	L_{10}	54	75								

表 10-1(13) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目		予測結果・評価の概要																																		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素		<p>【工事用車両の走行に伴う振動】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、振動の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・工事用車両の整備、点検を徹底する。 ・工事用車両のアイドリングストップを徹底する。 <p>したがって、工事用車両の走行に伴う振動は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>工事用車両の走行に伴う振動レベルは、全ての予測地点において、整合を図るべき基準等を満足している。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">工事用車両の走行に伴う振動の評価 (L₁₀)</p> <table border="1" data-bbox="398 968 1378 1260"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間区分</th> <th rowspan="2">予測時間帯</th> <th colspan="3">予測結果 (L₁₀) (デシベル)</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等 (デシベル)</th> </tr> <tr> <th>現況交通量による振動レベル</th> <th>工事中交通量による振動レベル</th> <th>工事用車両の走行に伴う増加振動レベル</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>B - A</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間</td> <td>13 時台</td> <td>36(36.3)</td> <td>38(38.2)</td> <td>1.9</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>7 時台</td> <td>37(36.8)</td> <td>37(37.2)</td> <td>0.4</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：時間区分：昼間8時～19時、夜間19時～8時</p> <p>注2：予測時間帯は、各時間区分で工事用車両の走行時の振動レベルが最大となる時間帯とした。</p> <p>注3：現況交通量による振動レベルは、各地点における平日の現地調査結果とした。</p>								時間区分	予測時間帯	予測結果 (L ₁₀) (デシベル)			整合を図るべき基準等 (デシベル)	現況交通量による振動レベル	工事中交通量による振動レベル	工事用車両の走行に伴う増加振動レベル			A	B	B - A		昼間	13 時台	36(36.3)	38(38.2)	1.9	65	夜間	7 時台	37(36.8)	37(37.2)	0.4	60
時間区分	予測時間帯	予測結果 (L ₁₀) (デシベル)			整合を図るべき基準等 (デシベル)																															
		現況交通量による振動レベル	工事中交通量による振動レベル	工事用車両の走行に伴う増加振動レベル																																
		A	B	B - A																																
昼間	13 時台	36(36.3)	38(38.2)	1.9	65																															
夜間	7 時台	37(36.8)	37(37.2)	0.4	60																															

表 10-1(14) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目		予測結果・評価の概要									
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素	大気環境 振動	<p>【施設の稼働に伴う振動】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、振動の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、振動規制法及び千葉市環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防振対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう要請する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う振動は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>敷地境界上最大値出現地点における施設の稼働に伴う振動レベルは、54デシベルであり、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う振動の評価（敷地境界）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測項目</th> <th>予測結果（デシベル）</th> <th>整合を図るべき基準等（デシベル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界上 最大値出現地点</td> <td>L_{10}</td> <td>54</td> <td>昼間：60 夜間：55</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：時間区分：昼間8時～19時、夜間19時～8時</p>		予測地点	予測項目	予測結果（デシベル）	整合を図るべき基準等（デシベル）	敷地境界上 最大値出現地点	L_{10}	54	昼間：60 夜間：55
予測地点	予測項目	予測結果（デシベル）	整合を図るべき基準等（デシベル）								
敷地境界上 最大値出現地点	L_{10}	54	昼間：60 夜間：55								

表 10-1(15) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目		予測結果・評価の概要						
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素		<p>【関連車両の走行に伴う振動】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、振動の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を要請する。 ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検の徹底を要請する。 ・進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。 <p>したがって、関連車両の走行に伴う振動は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>関連車両の走行に伴う振動レベルは、全ての予測地点において整合を図るべき基準等を満足している。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p>						

関連車両の走行に伴う振動の評価

予測地点	時間区分	予測時間帯	予測結果 (L_{10}) (デシベル)			整合を図るべき基準等(デシベル)
			現況交通量による振動レベル	将来交通量による振動レベル	関連車両の走行に伴う増加振動レベル	
			A	B	B - A	
No. 1	昼間	18 時台	36(36.3)	40(40.1)	3.8	65
	夜間	23 時台	17(16.8)	42(41.8)	25.0	60
No. 2	昼間	17 時台	35(35.4)	38(37.6)	2.2	65
	夜間	7 時台	37(36.8)	38(38.2)	1.4	60

注1：時間区分：昼間8時～19時、夜間19時～8時

注2：予測時間帯は、各時間区分で関連車両の走行時の振動レベルが最大となる時間帯とした。

注3：現況交通量による振動レベルは、各地点における平日の現地調査結果とした。

表 10-1(16) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目		予測結果・評価の概要																														
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素		<p>【施設の稼働に伴う低周波音】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、低周波音の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、各設備機器の堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるよう要請する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う低周波音は、実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>施設の稼働に伴う低周波音音圧レベル (G 特性) は、66 デシベル～69 デシベルであり、整合を図るべき基準等を満足している。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p>																														
施設の稼働に伴う低周波音の評価 (G 特性)																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測項目</th> <th colspan="3">予測結果 (デシベル)</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等 (デシベル)</th> </tr> <tr> <th>暗低周波音 レベル A</th> <th>施設低周波音 レベル B</th> <th>合成低周波音 レベル A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点①</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">L_{G5}</td> <td>68</td> <td>39</td> <td>68</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">100</td> </tr> <tr> <td>地点②</td> <td>69</td> <td>39</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>地点③</td> <td>67</td> <td>41</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>地点④</td> <td>68</td> <td>42</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table>						予測地点	予測項目	予測結果 (デシベル)			整合を図るべき基準等 (デシベル)	暗低周波音 レベル A	施設低周波音 レベル B	合成低周波音 レベル A+B	地点①	L_{G5}	68	39	68	100	地点②	69	39	69	地点③	67	41	67	地点④	68	42	68
予測地点	予測項目	予測結果 (デシベル)			整合を図るべき基準等 (デシベル)																											
		暗低周波音 レベル A	施設低周波音 レベル B	合成低周波音 レベル A+B																												
地点①	L_{G5}	68	39	68	100																											
地点②		69	39	69																												
地点③		67	41	67																												
地点④		68	42	68																												
注：暗低周波音レベルは現地調査結果の最大値である。																																

表 10-1(17) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目		予測結果・評価の概要
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素	水質	<p>【造成等の工事に伴う水質への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>造成等の工事にあたっては、以下の措置を講じることで、水質への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要沈砂池容量の 42,500m³以上の容量を確保^{注)}する。 調整池及び仮設沈砂池は適宜浚渫を行い、容量の確保に努めることとする。 コンクリート工事の際は、必要に応じて pH 調整（中和剤の添加等）を行うとともに、現場打設を抑制し、可能な限り二次製品を使用する。 <p>注：本算定は環境影響評価上の必要最低限容量を示すものであり、防災上の必要容量とは異なる。調整池容量については、防災上は千葉市宅地開発指導基準及び千葉県の指導に基づき、調整池容量を 120,597m³とすることが求められている。</p> <p>したがって、造成等の工事に伴う水質への影響は、実行可能な範囲でできる限り低減が図られているものと考える。</p>
	水環境	<p>【造成等の工事に伴う水象への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事中にあたっては、以下の措置を講じることで、造成地の存在及び施設の存在に伴う水象への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 十分な雨水貯留能力を持つ仮設調整地または沈砂池を設置する。 <p>したがって、造成等の工事に伴う河川流量等への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>【地形改变後の土地及び工作物等に伴う水象(河川)への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、造成地の存在及び施設の存在に伴う水象への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 十分な雨水貯留能力を持つ調整地を設置する。 <p>したがって、地形改变後の土地及び工作物等に伴う水象(河川)への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p>

表 10-1(18) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目	予測結果・評価の概要	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素	水環境 水象	<p>【造成等の工事並びに地形改変後の土地及び工作物等の存在に伴う水象（地下水涵養量及び湧水量）への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事中及び供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、造成等の工事並びに地形改変後の土地及び工作物等の存在に伴う水象（地下水涵養量及び湧水量）への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り残置森林、造成森林及び広場等の面積を確保し、地下水の涵養に努める。 ・企業用地について、その造成にあたり盛土を行わない区画については、雨水浸透施設等の設置を推進する。 ・技術的な基準及び関係各課との合意形成をした上で、雨水浸透枠及び浸透側溝、透水性舗装を整備することについて検討する。 <p>したがって、造成等の工事並びに地形改変後の土地及び工作物等の存在に伴う水象（地下水涵養量及び湧水量）への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>【造成等の工事並びに地形改変後の土地及び工作物等の存在に伴う水辺環境への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事中及び供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、造成等の工事並びに地形改変後の土地及び工作物等の存在に伴う水辺環境への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域東側から北側にかけて、土水路が存在する谷津田部を対象事業実施区域から除外する。 <p>したがって、造成等の工事並びに地形改変後の土地及び工作物等の存在に伴う水辺環境への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p>
	地質環境 地形・地質	<p>【造成等の工事及び地形改変後の土地及び工作物等の存在に伴う現況地形への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>造成等の工事及び地形改変後の土地及び工作物等の存在にあたっては、以下の措置を講じることで、現況地形への影響の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の計画・設計にあたっては、谷津田の区域を対象事業実施区域から除外することを含め、掘削量と改変面積をできる限り抑える計画とする。 <p>したがって、造成等の工事及び地形改変後の土地及び工作物等の存在に伴う現況地形への影響は、実行可能な範囲でできる限り低減が図られているものと考える。</p>

表 10-1(19) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目	予測結果・評価の概要	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素	地質環境 土壌 (表土)	<p>【造成等の工事並びに地形改変後の土地及び工作物等の存在による植物の生育状況への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>造成等の工事並びに地形改変後の土地及び工作物等の存在にあたっては、以下の措置を講じることで、植物の生育状況への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土材料には切土発生土を用いる。 ・地盤改良を行う際には、緑化等の整備に影響を与えない深度、もしくは、地盤改良後は影響を与えないような覆土厚を確保するなど影響の低減に努める。 <p>したがって、造成等の工事並びに地形改変後の土地及び工作物等の存在による植物の生育状況への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p>
	日照阻害	<p>【施設の存在に伴う日照阻害】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>予測の結果、進出企業の計画建物により、一部の時間帯で対象事業実施区域の外側に日影が生じるが、以下に示す措置を講ずることで、日影時間の短縮に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日影による住居への影響が低減されるよう、進出企業に対して、施設の高さ及び配置等に配慮を要請する。 <p>したがって、施設の存在に伴う日影阻害は、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p>
	その他の環境 電波障害	<p>【施設の存在に伴う電波障害】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の存在に伴う電波障害について、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波障害の発生が低減されるよう、進出企業に対して、施設の高さ及び配置等に配慮するよう要請する。 ・事業実施後に建築物の影響における電波障害が発生した場合には、電波障害の状況に応じて共同受信施設の設置、またはケーブルテレビや光ケーブルへの加入等の適切な措置を講じる。 <p>したがって、施設の存在に伴う電波障害は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。</p>

表 10-1(20) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目	予測結果・評価の概要
生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全に係る環境要素	<p>【工事による影響及び地形改変後の土地及び工作物等の存在による植物への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>本事業の対象事業実施区域及びその周辺には、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」並びに一般社団法人関東地域づくり協会及び公益財団法人日本生態系協会の「関東・水と緑のネットワーク拠点」に選定された下大和田谷津（下大和田（猿橋）地区）、が含まれており、多様な動植物の生息・生育の場となっている。また、対象事業実施区域の一部は「千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱」により保全を進めている谷津田の保全区域に指定されていた。</p> <p>以上の地域特性を踏まえて、本事業においては、谷津田の環境の保全等に配慮するため、事業計画を大幅に見直し、対象事業実施区域から「千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱」により保全を進めている谷津田の保全区域を含む谷津田の区域を除外した。</p> <p>事業計画の変更による影響の回避・低減の効果は、谷津田周辺に生育する注目すべき種及び植物群落について、実行可能な範囲内で最大限影響の回避・低減を図った。</p> <p>また、工事による影響及び地形改変後の土地及び工作物等の存在による複数の影響を検討し、それらの影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる計画とした。</p> <p>【工事による影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残置森林は、出来る限り対象事業実施区域周辺の森林と連続性を確保するよう配置することで、対象事業実施区域周辺に生育する植物への影響（微気候の変化等の影響）を低減する。 ・対象事業実施区域東側の谷津を改変する前に付け替え水路の設置などを検討し、上流の谷津から北側の谷津田へ流れる水量を維持する。 ・作業員に対して保全すべき種の生息地への立ち入りを制限する等の指導を徹底することにより、人為的な攪乱による影響を低減する。 ・工事時間は原則として8時～18時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。 <p>【存在・供用による影響（地形改変後の土地及び工作物等の存在による影響）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷津田環境のうち、改変を避けられない範囲については、産業用地としての活用は行わず、造成森林又は広場を整備する計画とすることで、谷津田、谷津環境と連続性のある自然環境の復元に努める。 ・造成森林や広場等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。 ・調整池の底面は土のままでし、低水深部などでの水生植物等の回復を促す。 ・企業用地について、その造成にあたり盛土を行わない区画については、雨水浸透施設の設置を推進することで、地下水涵養量及び湧水量への影響を低減する。 ・接続道路の法面等の緑化に努めることで、周辺の環境との連続性や景観に配慮する。

表 10-1(21) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目	予測結果・評価の概要
生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全に係る環境要素 植物	<p>さらに、上記の措置を講じても改変率が高い注目すべき種 10 種については、消失する個体を対象に移植を実施して個体の保護を図る、代償措置を講じる計画とした。</p> <p>以上により、工事による影響及び地形改変後の土地及び工作物等の存在による植物への影響は、事業者により実行可能な範囲内で最大限回避・低減又は代償されていると評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>「千葉市の保護上重要な野生生物 -千葉市レッドリスト-」(平成 16 年、千葉市) 等を基準として選定した注目すべき種については、対象事業実施区域から保全を進めている谷津田の保全区域を含む谷津田の区域を除外することで、実行可能な範囲内で最大限影響の回避・低減を図った。さらに、環境保全措置を講じても改変率が高い注目すべき種 10 種については、消失する個体を対象に移植を実施して個体の保護を図る、代償措置を講じる計画とした。以上により、注目すべき種及びその生育地は、事業者により実行可能な範囲内で最大限回避・低減又は代償する計画とした。</p> <p>また、緑化等の基準についても、以下の環境保全措置を講じることにより、緑の量（緑視率）の変化は小さいと予測した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残置森林は、出来る限り対象事業実施区域周辺の森林と連続性を確保するように配置する。 ・谷津田環境のうち、改変を避けられない範囲については、産業用地としての活用は行わず、造成森林又は広場を整備する計画とすることで、谷津田、谷津環境と連続性のある自然環境の復元に努める。 ・造成森林や広場等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。 ・接続道路の法面等の緑化に努めることで、周辺の環境との連続性や景観に配慮する。 <p>以上により、整合を図るべき基準、目標等と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p>

表 10-1(22) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目	予測結果・評価の概要
生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全に係る環境要素	<p>【工事による影響及び地形改変後の土地及び工作物等の存在による動物への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>本事業の対象事業実施区域及びその周辺には、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」並びに一般社団法人関東地域づくり協会及び公益財団法人日本生態系協会の「関東・水と緑のネットワーク拠点」に選定された下大和田谷津（下大和田（猿橋）地区）、が含まれており、多様な動植物の生息・生育の場となっている。また、対象事業実施区域の一部は「千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱」により保全を進めている谷津田の保全区域に指定されていた。</p> <p>以上の地域特性を踏まえて、本事業においては、谷津田の環境の保全等に配慮するため、事業計画を大幅に見直し、対象事業実施区域から「千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱」により保全を進めている谷津田の保全区域を含む谷津田の区域を除外した。</p> <p>事業計画の変更による影響の回避・低減の効果は、谷津田周辺に生育する注目すべき種及び生息地について、実行可能な範囲内で最大限影響の回避・低減を図った。</p> <p>また、工事による影響及び地形改変後の土地及び工作物等の存在による複数の影響を検討し、それらの影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる計画とした。</p> <p>【工事による影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事を複数の工区に分ける等、段階的に実施することで、対象事業実施区域外への逃避を可能とするための施工を実施する。 残置森林は、出来る限り対象事業実施区域周辺の森林と連続性を確保するよう配置することで、動物の移動経路を確保する。 工事用車両の走行ルートに動物の横断の可能性を示す看板等を設置し、ロードキル防止に努める。 建設機械については、低騒音・低振動型の建設機械の使用に努める等の措置を講じる。 浮遊物質量 (SS) の濃度を現況の最大値と同等とする沈砂池の容量を確保する、必要に応じて pH 調整（中和剤の添加等）を行うとともに、現場打設を抑制し、可能な限り二次製品を使用する。 対象事業実施区域東側の谷津を改変する前に付け替え水路の設置などを検討し、上流の谷津から北側の谷津田へ流れる水量を維持する。 作業員に対して保全すべき種の生息地への立ち入りを制限する等の指導を徹底することにより、人為的な攪乱による影響を低減する。 工事時間は原則として 8 時～18 時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。 サシバの繁殖期中に営巣地周辺での工事を実施する際は、工事工程を調整して本種の工事に対する馴化期間を設ける等の措置を実施することにより、本種の繁殖への影響を低減する。

表 10-1(23) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目	予測結果・評価の概要
生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全に係る環境要素 動物	<p>【存在・供用による影響（地形改変後の土地及び工作物等の存在による影響）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷津田環境のうち、改変を避けられない範囲については、産業用地としての活用は行わず、造成森林又は緑地を整備する計画とすることで、谷津田、谷津環境と連続性のある樹林環境の復元に努める。 ・残置森林は、出来る限り対象事業実施区域周辺の森林と連続性を確保するよう配置することで、対象事業実施区域周辺に生息する動物への影響（産業活動における騒音等の間接的な影響及び移動経路への影響）を低減する。 ・造成森林や広場等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。 ・調整池の底面は土のままでし、低水深部などでの水生植物等の回復を促す。 ・企業用地について、その造成にあたり盛土を行わない区画については、雨水浸透施設の設置を推進することで、地下水涵養量及び湧水量への影響を低減する。 <p>以上により、工事による影響及び地形改変後の土地及び工作物等の存在による動物への影響は、事業者により実行可能な範囲内で最大限回避・低減又は代償されていると評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>前頁に示したとおり、「千葉市の保護上重要な野生生物 -千葉市レッドリスト-」（平成 16 年、千葉市）等を基準として選定した注目すべき種については、対象事業実施区域から保全を進めている谷津田の保全区域を含む谷津田の区域を除外することで、実行可能な範囲内で最大限影響の回避・低減を図った。</p> <p>以上により、整合を図るべき基準、目標等と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p>

表 10-1(24) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目	予測結果・評価の概要
生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全に係る環境要素 水生生物	<p>【工事による影響及び地形改変後の土地及び工作物等の存在による水生生物への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>本事業の対象事業実施区域及びその周辺には、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」並びに一般社団法人関東地域づくり協会及び公益財団法人日本生態系協会の「関東・水と緑のネットワーク拠点」に選定された下大和田谷津（下大和田（猿橋）地区）が含まれており、多様な動植物の生息・生育の場となっている。また、対象事業実施区域の一部は「千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱」により保全を進めている谷津田の保全区域に指定されていた。</p> <p>以上の地域特性を踏まえて、本事業においては、谷津田の環境の保全等に配慮するため、事業計画を大幅に見直し、対象事業実施区域から「千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱」により保全を進めている谷津田の保全区域を含む谷津田の区域を除外した。</p> <p>事業計画の変更による影響の回避・低減の効果は、谷津田周辺に生育する注目すべき種及び生息地について、実行可能な範囲内で最大限影響の回避・低減を図った。</p> <p>また、工事による影響及び地形改変後の土地及び工作物等の存在による複数の影響を検討し、それらの影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる計画とした。</p> <p>【工事による影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮遊物質量 (SS) の濃度を現況の最大値と同等とする沈砂池の容量を確保する、必要に応じて pH 調整（中和剤の添加等）を行うとともに、現場打設を抑制し、可能な限り二次製品を使用する。 ・対象事業実施区域東側の谷津を改変する前に付け替え水路の設置などを検討し、上流の谷津から北側の谷津田へ流れる水量を維持する。 <p>【存在・供用による影響（地形改変後の土地及び工作物等の存在による影響）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷津田環境のうち、改変を避けられない範囲については、産業用地としての活用は行わず、造成森林又は緑地を整備する計画とすることで、谷津田、谷津環境と連続性のある樹林環境の復元に努める。 ・調整池の底面は土のままとし、低水深部などでの水生植物等の回復を促す。 ・企業用地について、その造成にあたり盛土を行わない区画については、雨水浸透施設の設置を推進することで、地下水涵養量及び湧水量への影響を低減する。 <p>以上により、工事による影響及び地形改変後の土地及び工作物等の存在による水生生物への影響は、事業者により実行可能な範囲内で最大限回避・低減又は代替されていると評価する。</p>

表 10-1(25) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目	予測結果・評価の概要
生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全に係る環境要素	<p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>前頁に示したとおり、「千葉市の保護上重要な野生生物 -千葉市レッドリスト-」（平成 16 年、千葉市）等を基準として選定した注目すべき種については、対象事業実施区域から保全を進めている谷津田の保全区域を含む谷津田の区域を除外することで、実行可能な範囲内で最大限影響の回避・低減を図った。</p> <p>以上により、整合を図るべき基準、目標等と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p>
	<p>【工事による影響及び地形改変後の土地及び工作物等の存在による生態系への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>本事業の対象事業実施区域及びその周辺には、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」並びに一般社団法人関東地域づくり協会及び公益財団法人日本生態系協会の「関東・水と緑のネットワーク拠点」に選定された下大和田谷津（下大和田（猿橋）地区）が含まれており、多様な動植物の生息・生育の場となっている。また、対象事業実施区域の一部は「千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱」により保全を進めている谷津田の保全区域に指定されていた。</p> <p>以上の地域特性を踏まえて、本事業においては、谷津田の環境の保全等に配慮するため、事業計画を大幅に見直し、対象事業実施区域から「千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱」により保全を進めている谷津田の保全区域を含む谷津田の区域を除外した。</p> <p>事業計画の変更による影響の回避・低減の効果は、谷津環境を含む里地・里山の生態系について、実行可能な範囲内で最大限影響の回避・低減を図った。</p> <p>また、工事による影響及び地形改変後の土地及び工作物等の存在による複数の影響を検討し、それらの影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる計画とした。</p>

表 10-1(26) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目	予測結果・評価の概要
生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全に係る環境要素	<p>【工事による影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事を複数の工区に分ける等、段階的に実施することで、対象事業実施区域外への逃避を可能とするための施工を実施する。 ・残置森林は、出来る限り対象事業実施区域周辺の森林と連続性を確保するよう配置することで、注目種の移動経路を確保する。 ・工事用車両の走行ルートに注目種の横断の可能性を示す看板等を設置し、ロードキル防止に努める。 ・建設機械については、低騒音・低振動型の建設機械の使用に努める等の措置を講じる。 ・浮遊物質量 (SS) の濃度を現況の最大値と同等とする沈砂池の容量を確保する、必要に応じて pH 調整 (中和剤の添加等) を行うとともに、現場打設を抑制し、可能な限り二次製品を使用する。 ・対象事業実施区域東側の谷津を改変する前に付け替え水路の設置などを検討し、上流の谷津から北側の谷津田へ流れる水量を維持する。 ・作業員に対して注目種の生息地への立ち入りを制限する等の指導を徹底することにより、人為的な攪乱による影響を低減する。 ・工事時間は原則として 8 時～18 時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。 <p>【存在・供用による影響（地形改変後の土地及び工作物等の存在による影響）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷津田環境のうち、改変を避けられない範囲については、産業用地としての活用は行わず、造成森林又は緑地を整備する計画とすることで、谷津田、谷津環境と連続性のある樹林環境の復元に努める。 ・残置森林は、出来る限り対象事業実施区域周辺の森林と連続性を確保するよう配置することで、対象事業実施区域周辺に生息する注目種への影響（産業活動における騒音等の間接的な影響及び移動経路への影響）を低減する。 ・造成森林や広場等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。 ・調整池の底面は土のまあとし、低水深部などでの水生植物等の回復を促す。 ・企業用地について、その造成にあたり盛土を行わない区画については、雨水浸透施設の設置を推進することで、地下水涵養量及び湧水量への影響を低減する。 <p>以上により、工事による影響及び地形改変後の土地及び工作物等の存在による生態系への影響は、事業者により実行可能な範囲内で最大限回避・低減又は代償されていると評価する。</p>

表 10-1(27) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目	予測結果・評価の概要
快適な生活環境の保全に係る環境要素 景観	<p>【造成等の工事並びに地形改変後の土地及び工作物等の存在による景観資源への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>造成等の工事並びに地形改変後の土地及び工作物等の存在による景観資源については、以下の措置を講じることで、周辺環境への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観資源の調査地点は、対象事業実施区域の北側に近接し、谷状の地形に田畠や雑木林、水路が残る里山的な景観を有している。千葉市が「ふるさとの原風景」として保全を進めている地区であり、景観資源としての価値が高いことから、その保全に配慮し、事業計画の見直しにより当該谷津田区域は事業実施区域から除外した。 <p>以上より、造成等の工事並びに地形改変後の土地及び工作物等の存在による景観資源への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと評価する。</p> <p>【工作物等の存在による景観への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工作物等の存在による景観資源、眺望地点及び眺望景観については、以下の措置を講じることで、周辺環境への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地帯を設置し、新たな緑地景観の創造に努める。 ・進出企業に対し、宅地内に緩衝緑地の設置等、景観への影響の緩和に努めるよう要請する。 ・進出企業に対し、計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう要請する。 ・進出企業に対して、計画建物の配置、大きさや形状等は周囲の景観との調和に配慮するよう要請する。 <p>以上より、工作物等の存在による景観資源、眺望地点及び眺望景観への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと評価する。</p>

表 10-1(28) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目	予測結果・評価の概要
快適な生活環境の保全に係る環境要素 ふれあい活動の場	<p>【建設機械の稼働、工事用車両の走行及び造成等の工事に伴うふれあい活動の場への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>建設機械の稼働、工事用車両の走行及び造成等の工事に伴うふれあい活動の場への影響については、以下の措置を講ずることで、影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・工事用車両の走行によりふれあい活動の場の利用を妨げないとともに、利便性の向上に資するよう、計画区域内に緑地及び道路等を整備する。また、必要に応じて交通誘導員の配置等の安全対策を実施する。 ・造成箇所や工事用車両が走行する仮設道路には、粉じんが飛散しないように、必要に応じて散水を行う。 ・工事用車両のアイドリングストップを徹底する。 <p>以上より、工事の実施によるふれあい活動の場への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと評価する。</p> <p>【地形改変後の土地、工作物等の存在及び関連車両の走行によるふれあい活動の場への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>地形改変後の土地、工作物等の存在及び関連車両の走行によるふれあい活動の場への影響については、以下の措置を講ずることで、影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を要請する。 ・進出企業に対し、通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。 ・関連車両によりふれあい活動の場の利用を妨げないとともに、利便性の向上に資するよう、計画区域内に緑地及び道路等を整備する。また、必要に応じて交通誘導員の配置等の安全対策を実施するよう要請する。 <p>以上より、供用時のふれあい活動の場への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと評価する。</p>

表 10-1(29) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目	予測結果・評価の概要
文化財 快適な生活環境の保全に係る環境要素	<p>【造成等の工事並びに地形改変後の土地及び工作物等の存在に伴う埋蔵文化財への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>造成等の工事並びに地形改変後の土地及び工作物等の存在に伴う埋蔵文化財への影響（埋蔵文化財包蔵地の改変の程度）について、以下の措置を講じることで影響の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下部の改変を極力回避した造成計画とする。 ・千葉市の教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じるものとする。 ・対象事業実施区域内で新たに埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法等の関連法令及び千葉市の環境基本計画等における歴史的・文化的環境の保全の方針に基づき、関係機関と協議の上、適切に対処する。 <p>以上より、造成等の工事並びに地形改変後の土地及び工作物等の存在に伴う埋蔵文化財への影響（埋蔵文化財包蔵地の改変の程度）は、実行可能な範囲内ができる限り回避・低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>対象事業実施区域の一部が埋蔵文化財包蔵地に該当していることから、工事の実施に際して埋蔵文化財への影響が生じる可能性があると予測されるが、地下部の改変を極力回避した造成計画とし、千葉市教育委員会と連携のもと文化財保護法に基づく必要な手続きを行う等、適切に対応することで埋蔵文化財への影響の緩和に努める。</p> <p>これらの措置は、文化財保護法や、千葉市環境基本計画に掲げる方針と整合している。したがって、本事業における埋蔵文化財への影響は適切な措置を講じることにより、回避または低減されるものと評価できる。</p>
地域分断	<p>【地形改変後の土地及び工作物等の存在による地域分断】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>地形改変後の土地及び工作物等の存在による地域分断について、以下の措置を講じることで影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県道 131 号（土気停車場千葉中線）の対象事業実施区域に、北西側から関係車両がアクセスできる道路を新設することにより、既存の生活道路への影響の低減に努める。 <p>以上より、地形改変後の土地及び工作物等の存在による地域分断は、実行可能な範囲内ができる限り低減が図られているものと評価する。</p>

表 10-1(30) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目	予測結果・評価の概要
地球環境保全への貢献に係る環境要素 廃棄物等	<p>【造成等の工事に伴う廃棄物の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>造成等の工事に伴う廃棄物について、以下の措置を講じることで排出抑制（影響の低減）に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 造成等の工事に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。 <p>したがって、造成等の工事に伴う廃棄物は、実行可能な範囲内でできる限り排出抑制（影響の低減）がなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>樹木等の伐採に伴う廃棄物の総排出量は 15,448,378.8t、進出企業の建設工事に伴う廃棄物の総排出量は 18,873t、再資源化率が 38.9% と予測された。</p> <p>本事業では、廃棄物の分別を徹底し、再生利用が困難なものについては専門業者に委託し、適切に処理を行う。また、進出企業の建築工事に伴い発生する廃棄物は、各進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるよう要請することから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月法律第 137 号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月法律第 104 号）における事業者の責務等を遵守できると考える。</p> <p>以上より、造成等の工事に伴う廃棄物の影響の予測結果は、整合を図るべき目標等との整合が図られていると評価する。</p> <p>【造成等の工事に伴う残土の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>造成等の工事に伴う残土について、以下の措置を講じることで発生抑制（影響の低減）に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事中における残土は、対象事業実施区域内で再利用等を図る。 対象事業実施区域内で再利用できない場合は、残土受入業者へ搬出し、再利用を図る。 <p>したがって、造成等の工事に伴う残土は、実行可能な範囲内でできる限り発生抑制（影響の低減）がなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>本事業の造成等の工事に伴う残土について、残土が発生した場合は対象事業実施区域内で再利用等を図り、再利用できない場合には、残土受入業者へ搬出し、再利用を図ることから、「建設リサイクル推進計画 2020（関東地域版）」（令和 2 年 9 月、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会）の目標値を達成できると考える。</p> <p>以上より、造成等の工事に伴う残土の影響の予測結果は、整合を図るべき目標等との整合が図られていると評価する。</p>

表 10-1(31) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目	予測結果・評価の概要
地球環境保全への貢献に係る環境要素 廃棄物等	<p>【施設の稼働に伴う廃棄物の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働に伴う廃棄物等について、以下の措置を講じることで排出抑制（影響の低減）に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働に伴い発生する廃棄物等については、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう要請する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う廃棄物、実行可能な範囲内でできる限り排出抑制（影響の低減）がなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>施設の稼働に伴う廃棄物等の総排出量は 1,604t、再資源化率が 51.3% と予測された。</p> <p>本事業では、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう要請することから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月法律第 137 号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年、法律第 48 号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月法律第 104 号）における事業者の責務等を遵守できると考える。</p> <p>以上より、施設の稼働に伴う廃棄物等の影響の予測結果は、整合を図るべき目標等との整合が図られていると評価する。</p>

表 10-1(32) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目	予測結果・評価の概要
地球環境保全への貢献に係る環境要素 温室効果ガス等	<p>【建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等について、以下の措置を講じることで排出抑制（影響の低減）に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 建設機械は、低燃費型建設機械や低炭素型建設機械の使用に努める。 建設機械の整備、点検を徹底する。 <p>したがって、建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等の排出抑制（影響の低減）は、実行可能な範囲内でできる限りなされているものと評価する。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事用車両の走行に伴う温室効果ガス等について、以下の措置を講じることで排出抑制（影響の低減）に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事用車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。 工事用車両のアイドリングストップを徹底する。（エコドライブ実施率80%以上を目標とする。） 工事用車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要的空ふかしは行わないよう徹底する。 工事用車両の整備、点検を徹底する。 通勤にあたっては、できる限り公共交通機関を利用するよう、進出企業や工事業者に要請する。 <p>したがって、工事用車両の走行に伴う温室効果ガス等の排出抑制（影響の低減）は、実行可能な範囲内でできる限りなされているものと評価する。</p> <p>【造成等の工事に伴う温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>造成等の工事に伴う温室効果ガス等について、以下の措置を講じることで吸収量の減少の抑制（影響の低減）に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 造成等の工事に伴う森林を極力保全する計画とする。 対象事業実施区域内に緩衝緑地帯を配置し新たな緑地を整備するとともに、進出企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努めるよう要請する。 <p>したがって、造成等の工事に伴う温室効果ガス等の吸収量の減少の抑制（影響の低減）は、実行可能な範囲内でできる限りなされているものと評価する。</p>

表 10-1(33) 環境影響評価結果の概要

環境影響評価項目	予測結果・評価の概要
地 球 環 境 保 全 へ の 貢 献 に 係 る 環 境 要 素	<p>【施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働に伴う温室効果ガス等について、以下の措置を講じることで排出抑制（影響の低減）に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう要請する。 ・対象事業実施区域内に緑地を配置するとともに、進出企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努めるよう要請する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う温室効果ガス等の排出抑制（影響の低減）は、実行可能な範囲内でできる限りなされているものと評価する。</p> <p>【関連車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>関連車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響について、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう、進出企業に要請する。 ・関連車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要的空ふかしは行わないよう、進出企業に要請する。 ・通勤にあたっては、できる限り公共交通機関を利用するよう、進出企業に要請する。 <p>したがって、関連車両の走行に伴う温室効果ガス等の排出抑制は、実行可能な範囲内でできる限りなされているものと評価する。</p>